

公務員倫理ホットライン

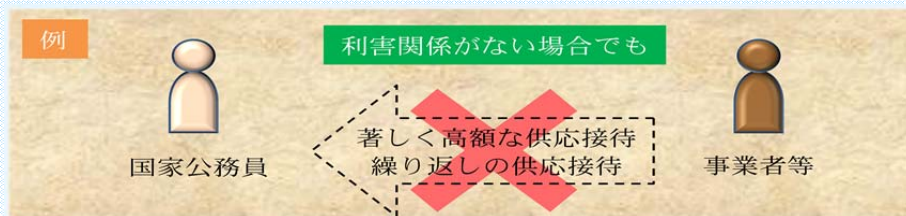
【 国家公務員のルール 】

■ 国家公務員は、国家公務員倫理規程により、「利害関係者」（許認可の申請者、補助金の交付を受けて事業をする者、立入検査を受ける者、契約の相手方など）との間で、以下のような行為が禁止されています。

- ・ 金銭・物品の贈与を受けること
- ・ 供応接待を受けること
- ・ 車による送迎等の無償の役務の提供を受けること など



■ 国家公務員は、国家公務員倫理規程により、「利害関係者」以外の者との間でも、著しく高額なものや、同じ相手からの繰り返しのものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。



上記の行為を見かけましたら、下記まで御連絡ください。

国家公務員倫理審査会

03-3581-5344

(受付時間：土・日・祝日を除く 9:30～18:15)

rinrimail@jinji.go.jp

(メールは通年受け付けています。)

【各府省庁の担当課室の連絡先】

03-5253-8111 (内 59970)

(対応時間 10:00～17:00)

rinri-tsuhou@mlit.go.jp

(メールは通年受け付けています。)

※通報者の秘密は厳守されます。

匿名での通報も受け付けています。

国家公務員倫理審査会 〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3